

## 第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ会合（第7回）

### 概要

#### 1 日時

令和6年9月13日（金）16時00分～18時00分

#### 2 場所

中央合同庁舎4号館共用第2会議室及びオンラインでの併催

#### 3 出席構成員

今村座長、増田座長代理、浅野構成員、阿部構成員、石川構成員、白波瀬構成員及び戸塚構成員

（議事1の説明者として、富岡町山本町長、大熊町吉田町長、双葉町伊澤町長及び浪江町吉田町長が出席。議事5の説明者として、福島県から三浦保健福祉部長、吉成こども未来局長、伊藤教育庁理事、岸企画調整部風評・風化戦略担当理事が出席。）

○今村座長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループの会合を始めさせていただきます。第7回でございます。よろしくお願いいたします。

構成員の先生方には、本当に御多忙の中御出席いただきまして、ありがとうございます。会場に4名ということで、なお、増田座長代理は10分ほど遅れてということでございます。オンラインは3名ということで、予定では7名全員出席いただく予定でございます。

本日は議題がいくつかございまして、議事1に関しては、関係町からの御説明をお願いしたいと思います。富岡町、大熊町、双葉町、浪江町から、本当に短くて申し訳ありませんが、5分ずつ御説明いただく予定でございます。富岡町の山本町長、大熊町の吉田町長、双葉町の伊澤町長はオンラインで参加をいただいております。また、浪江町の吉田町長は対面で御出席をありがとうございます。御説明をお願いしたいと思います。

議事4では、環境省環境再生・資源循環局中間貯蔵・除染・廃棄物担当の長田参事官、復興庁の河野参事官から御説明をいただく予定でございます。ありがとうございます。

議事5に関しては、福島県からの説明でございまして、保健福祉部長の三浦様、こども未来局長の吉成様、また教育庁理事兼政策監の伊藤様、風評・風化戦略担当理事の岸様から御説明をいただく予定でございます。会場に来ていただいております。このほか、今回も復興庁の担当に加えて関係省庁及び3県の担当者が傍聴しておりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入る前の事務連絡をお願いしたいと思います。毎回のお願いでございますけれども、この審議に対して御発言の時には、挙手を対面ではお願いいたしま

す。また、オンラインの場合はマイクの通話ボタンを押してから御発言をいただきたいと  
思います。本日の議事においても、これまでどおり構成員の皆様方はお名前を出席者とし  
て掲載させていただいて、その上で自由活発な御議論をいただくために、発言者の氏名は  
それぞれ明記しない形で発言要旨を作成したいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

本日の議事は、予定の議事次第に沿って進めたいと思っておりますので、1から5ま  
でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、早速ではございま  
すが、議事1におきまして、まずは富岡町からお願ひしたいと思っております。その  
後、大熊町、双葉町、浪江町と説明をお願ひしたいと思っておりますので、よろし  
くお願ひいたします。

議事1から議事5について、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワ  
ーキンググループ運営要領」第6項に基づき、議事要旨を記載。

#### 議事要旨

議事1について、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の各町長から、資料2-1から  
2-4に沿って説明があった。構成員からの主な意見等は次のとおり。

- ・震災前からの住民の帰還と新たな住民の移住を合わせて、何年後にはこれぐらいの人口が町内に戻れば良いと考えているのか、考えを示せないか。
- ・交流人口や関係人口の増加については、広域的な連携、少なくとも4町で連携して取り組むことが重要ではないか。
- ・高齢者も子どもも医療機関が無ければ、なかなか帰還に踏み出せないのではないか。
- ・4町で共通の課題もある中で、「負のスパイラル」に陥ってしまっているという厳しい状況も確認できた。ただ、そうした中でもチャレンジ、具体的な行動もしていけないといけない。本日はオンライン医療やムービングハウスといった新しいソリューションも話題となったが、ぜひ色々とチャレンジしていただき、その効果を国民に示していただくことが大事だと思う。

議事2及び議事3について、復興庁山野統括官から資料3及び資料4に沿って説明があ  
った。また、議事4について、環境省長田参事官から資料5-1に沿って、復興庁河野参  
事官から資料5-2に沿って説明があった。さらに、議事5について、福島県三浦保健福  
祉部長及び吉成こども未来局長から資料6-1に沿って、伊藤教育庁理事から資料6-2  
に沿って、岸風評・風化戦略理事から資料6-3に沿って説明があった。構成員からの主

な意見は、次のとおり。

・福島再生加速化交付金については、原子力災害に係る特殊な問題もあって今の仕組みが作られた経緯もあると思うが、一般的な国から地方への財政移転の制度と比較すると特別な仕組みとなっている。今後、より持続的な制度にしていくという観点も踏まえると、地域で特にニーズの高いものに絞ってしっかりと資金の配分をしていくことが重要。

また、交付金の4割くらいが国から市町村に直接配分されているが、今後、より持続的な制度とし、真に必要なところへの支援を行っていくためには、現場に近いニーズは市町村が汲み取り、それを配分する役割は市町村に近い県が担っていくのが良いのではないかと。本来、県には市町村の間を調整し、市町村をまたぐ広域的な視点を示すような役割がある。国から一旦は県に交付し、そこから市町村に交付するやり方がこれからは適切ではないかと。

・将来のことも考えれば、住民から見ても財政規律を考えていくことが大事だと思う。一律12市町村全てについて国が全額負担となっているが、これまでの復興施策の経緯を見ても、少しは地元も負担する形へと見直しをしていった方が、地域の自主性や制度の持続の観点から良いのではないかと。

・福島再生加速化交付金の対象事業はとても幅広いが、この交付金を更に有意義なものとしていくためには、もし復興特別会計内で他の制度と事業内容に重複があるのであれば、しっかり整理して対象を明確にしていくべきではないかと。

・生活環境整備・帰還再生加速事業については、国が市町村に業務を委託するというのは相当特殊な制度なのではないかと。内容は防犯パトロールや除草などであるとのことだが、こうしたことは本来は国が委託という形態で行うようなものではなく、必要な予算を市町村に補助していく方が、地に足のついた形で事業を執行できるのではないかと。昨日、福島再生加速化交付金に関する会計検査院の指摘もあったということなので、この際、これらの予算に関する制度の在り方を色々と見直していただく方が良いのではないかと。

・福島再生加速化交付金に係る過大な事業の見直しなどは必要かと思うが、制度の見直しに関しては市町村に直接交付されない形とした場合の問題もあるのではないかと。制度として、簡素に直接交付されていることがコスト減につながっている部分はないかと。

・国が地域の非常に細かなニーズを聞き出すのはなかなか難しいのではないかと。原則としては、住民に一番近い市町村がまずニーズを聞き取り、県が広域調整機能を持って市町村間の調整を行い、国は県に対してお金を交付するという形で、県の調整機能を活かしていった方が良いと思う。

(以上)